

議案第34号

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例（平成17年多可町条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以 上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及 び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の新旧対照表

現 行							改 正							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	<u>30年以上</u>		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	<u>30年以上 35年未満</u>	<u>35年以上</u>
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 <u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>